令和４年　網走市議会

重油漏れ事故対策検討特別委員会会議録

令和４年 11 月８日（火曜日）

○日時　令和４年11月８日　　午後１時00分開会

○場所　委員会室

○議件

　１．油流出事故の対応状況について

　２．特別委員会として取り組めることについて

○出席委員（７名）

委員長	小田部　照
副委員長	松浦敏司
委員	金兵智則
	栗田政男
	近藤憲治
	永本浩子
	平賀貴幸

○欠席委員（１名）　立崎聡一

○委員外議員（０名）

○傍聴議員（２名）

澤谷淳子

古田純也

○説明者

副市長	後藤利博
市民環境部長	武田浩一
農林水産部長	川合正人
市民環境部次長	田邊雄三
生活環境課長	近藤　賢
水産漁港課長	渡部貴聴

○事務局職員

事務局長	林　幸一
次長	石井公晶
総務議事係	早渕由樹

午後１時00分開会

○小田部照委員長　それでは、ただいまから重油漏れ事故対策検討特別委員会を開会いたします。

　本日の委員会ですが、立崎委員より欠席の届出が出ております。

　本日の委員会ですが、油流出事故の対応状況について協議いたします。

　それでは、油流出事故の対応状況についての説明を求めます。

○渡部貴聴水産漁港課長　それでは資料第１号を御覧ください。

　油流出事故の対応状況についてでございますが、（１）発生の場所、及び（２）事故の状況につきましては、前回と変更ございませんので割愛させていただきます。

　（３）事故後の経過についてでございますけれども、10月11日に開催されました、重油漏れ事故対策検討特別委員会にて、３月23日の事故発覚から、10月６日の北海道による連絡会議の設置に関する説明まで報告してございますので、それ以降について御報告させていただきたいと思います。

　10月28日、第１回呼人地区油流出事故に係る連絡会議が開催されております。

　本会議の目的ですけれども、網走観光ホテルの油流出事故による環境汚染を未然に防止するため、流出した油の現状把握及び必要な対策等が科学的根拠に基づき実施されるように、関係機関相互の情報共有と、技術的助言を行う場として本会議を設置してございます。

　構成につきましては、北海道、これは環境生活部、水産林務部、オホーツク総合振興局、こちらは地域創生部、保健環境部、産業振興部となってございます。それから網走市、農林水産部、市民環境部、ブリーズベイホテル株式会社、それから専門家としまして、地域独立行政法人北海道総合研究機構のエネルギー・環境・地質研究所、一般社団法人北海道地質調査業協会、それから同じく一般社団法人全国さく井協会北海道支部となってございます。

　役員についてでございますが、委員長は、北海道環境生活部環境保全局長、副座長が２名おりまして、１名が、同じく北海道水産林務部水産基盤整備担当局長、もう１名が網走市農林水産部長。事務局につきましては、北海道循環型社会推進課、水産振興課となってございます。

　会議の内容ですけれども、まず事故の概要とこれまでの対応及び今後の方針について、ホテルから説

明がございました。

１番、これまでの対応ですけれども、今回、新規の報告のみ抜粋してございます。

こちらにつきましては、３枚目の資料の図面をつけてございますけれども、こちらと併せて見ていただけるとわかりやすくなると思います。

まず、Ｎｏ.12の掘削箇所で、ガス検知を行ってございますが、10月17日現在、重油は認知されてございません。Ｎｏ.12の箇所といいますのは、９月１日に地下水の調査を行うために、16メーターまで掘削をしている箇所になってございます。

それから、10月８日に新たに機械室内を３か所、これ機械室内というのはボイラー室内ですけれども、３か所、Ｎｏ.９から11番、重油漏れ箇所付近の２か所、これは機械室の外ですけれども、Ｎｏ.13と14を新たに掘削しておりまして、Ｎｏ.９及びＮｏ.13のみ重油が確認されてございます。

それから、これまでのボーリング調査の結果から、漏えい箇所につきましては、水平方向に半径４メートル、鉛直方向に７メートル、こちらは４月15日のボーリング調査から７メートルまで汚染していると想定されてございます。

調査により、当該箇所には不透水層、これは今までの報告で難透水層及び安山岩層という表現をしておりますけれども、確認されておりまして、鉛直方向には相当期間浸透しないことも予想されますが、一方で、不透水層に亀裂等があればさらに浸透し、地下水に混入することも予想されるということでございました。

今後の方針なのですけれども、鉛直方向へのさらなる浸透も想定し、現地の地下水の状況を把握するために、３点ボーリングという手法を用いまして、地下水のモニタリングを行うと。仮に地下水から重油が確認された場合には、地下水をくみ上げて重油を除去するなどのアクションプランの整備について検討するということでございました。

こちらに対しまして専門家からの意見としましては、ホテル側が不透水層とする安山岩につきましては一枚岩を形成せず、ひび割れがあることから、不透水層となることは考えにくいということ。

それから、地下水調査は最低３地点でボーリングが必要であり、油漏れが発生した尾根の北側で優先的に実施すべき。

３点ボーリングで地下水の流向を把握して、下流地点でモニタリングをすべきであると。

また、地下水調査は融雪前までに行うべきであると。

漏えいした重油の現状が把握できていないために、引き続きガス検知などによる調査を検討してもよいということ。

地下構造や地下水位などの条件を整理し、地質断面図等を作成し、情報共有すべきということでございました。

これらの意見につきましても、ホテルのほうで再度検討を行って、方向性が見えれば年内に再度、連絡会議を開催する方向で調整するということになりました。

続きまして、10月31日、第１回呼人地区油流出事故に係る連絡会議の結果について、対策協議会へ報告を実施しております。

出席者につきましては対策協議会のメンバー、網走漁協、西網走漁協、北見管内さけ・ます増殖事業協会、管内漁協組合長会、網走市、それから振興局の水産課となってございます。

10月28日、第１回の連絡会議の内容についての報告をしています。３点ボーリングによる調査及び重油の把握状況について、専門家から直接説明を聞きたいという意見が出されました。

また、今回ホテルから提示されました今後の方針について、専門家の視点において十分な対応であるかについても意見が出されてございます。

以上のことから、北海道及び専門家から直接話を聞く場を11月８日に設定してございます。

３ページ目に図面がございまして、この赤丸で囲っている、ポンチ絵なのですけれども、この赤丸で囲っている箇所が、約半径４メートルという位置となってございます。

星マークの箇所が、重油が確認された地点であり、この範囲の中、鉛直方向には７メートルの範囲までが確認されているということでございます。

左下にある表につきましては、調査の地点と調査の実施日、それから調査深度を書いてございます。この中で、Ｎｏ.12に15メートルと書いてございますが、これホテルからの説明資料は15メートルとなっていますけれども、北海道のほうの資料では16メートルとなってございます。ですので、こちらは15メートルと書いてございます。

ちなみに不透水層が確認されたのは、14メートル以深というふうに報告を受けてございます。

続きまして、最後のページですけれども、３点ボ

ーリングのイメージ図をつけてございます。
３点ボーリングにつきましては、専門家からの説明では、地下水を把握するために一般的な手法ということで、３点にすることによって地下水を平面的に把握することが可能であり、流向、傾斜度ですね、地下水位の存在の傾斜度もわかるので、流向、流れている方向も推測することができるということで、今回、これはあくまでも現状で、土地利用等を考えた中での３点でありまして、詳細には今後専門家の意見を聞いた中でボーリング地点を設定する予定となってございます。
それから、資料はないのですけれども、本日、９時から専門家による説明を受けてございます。
本日、専門家の方、全国さく井協会北海道支部から１名、それから北海道の環境生活部から１名、出席いただきまして、漁業関係者のほうに説明を実施していただいております。
今回の話の中で、３点ボーリングの調査の科学的な根拠等を説明いただきまして、今お話ししましたけれども、一般的な手法としまして３点を行うということは、最低限３点あれば地下水の状況を把握することが可能であるという説明を受けました。
あわせまして、抜本的、根本的な対策について検討しないのか、それから、専門家が入ったこういう対策であれば、本来、最善の対策というものを検討するべきではないのかというふうに、漁業関係者から質問を受けてございまして、それに対する回答としましては、現状でまだ油の位置がきちんと確認されていないということでございます。
つまりそれがないと、最善の手法についても、今の段階では提案することも難しいと。
したがいまして、連絡会議の中でありましたけれども、引き続き、ガス検知という方法も使いながら、水平方向への拡散状況を確認していくということの説明を受けてございます。
私のほうの説明は以上でございます。
すみません、よろしいですか。
○小田部照委員長　いいです。
○渡部貴聴水産漁港課長　１点、すみません、修正をしたいと思います。
専門家の方の所属なのですけれども、地方独立行政法人北海道総合研究機構エネルギー環境地質研究所となってございます。
大変失礼いたしました。
○小田部照委員長　それでは、ただいまの説明で、質疑に入りたいと思います。
各委員の皆様、いかがでしょうか。
○永本浩子委員　こういった形で、専門家の方も、道のほうで予算をつけていただいて、一歩進んだかなというところかとは思うのですけれども、やはり根本的な解決に至るには、この重油がどこにあるのかが確定できないと、そこに着手できないって今のお話だったのですけれども、そうしますと、さらに進めるためのこの３点ボーリングでは、この地下水のほうに重油が混ざっているかどうかということを確認する、もしそれが確認できれば、道としてもさらに強い措置が行えるということになるかと思うのですけれども、この融雪前に地下水位調査を行うべきということで、専門家からの御意見がありますけれども、もし融雪前に行うとすると、具体的なスケジュール感的にはどんなふうになるのか、そういったところは少し検討されているのでしょうか。
○渡部貴聴水産漁港課長　ボーリングの実施時期なのですけれども、融雪前ということなのですけれども、事故から時間も経過していることから、本来であればできるだけ早く実施していただきたい、実施したほうが望ましいのですが、実情としまして、今道内でボーリングの機材が、公共工事等によって足りない状況となってございまして、今回、出席されている専門家の中からも御意見いただいたのですけれども、どんなに早くても年明けになるだろうと、開始が。という説明を受けてございます。
一方で、融雪期というのは専門家からの説明では、地下水位が動きやすい時期ということなので、融雪期までに少なくてもボーリングをして流れを調べるということで、まだ具体的な調査スケジュール等は示してはいただいておりませんが、連絡会議の中では、年明けにボーリングを開始して、遅くても２月の中、下旬までにはボーリングを終了するのが望ましいというふうに説明を受けてございます。
○永本浩子委員　まさか、そんな機材が足りないなんていうのは、ちょっと考えてもみませんでしたけれども、現実、そういうことだということなので、できるだけ早くお願いしたいということしか言えないかと思いますけれども、今回、赤く丸で囲んである中で、Ｎｏ．１、Ｎｏ．９、Ｎｏ.13、この３か所で、重油が確認できたということなのですけれども、確認できた後はもうこれ以上何も進められないということなのでしょうか。
○渡部貴聴水産漁港課長　Ｎｏ．９につきまして

は、当初の説明では、これ今手掘りで1.7メートルまで掘っているのですけれども、手で掘る限界までは掘ったというふうに説明を受けてございます。

　こちら建屋の中なので、特殊な機械を使って６メートルぐらいまでは掘削をしたいという説明を受けているのですけれども、そちらについても機材繰りの関係で、今回の報告の中では1.7メートルの結果までしか提示をされてございません。

○永本浩子委員　機材の関係と、予想外のところで手こずっているという感じなのですけれども、やっぱり本当に心配していた冬が、もう間近になってきていて、やっぱり漁業者の方も私たち市民も、一体どうなってしまうのだろうというのが現実だと思います。その辺のところ、道とも相談しながらとなると思いますけれども、ホテルのほうはどんな御意見なのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　現状で報告しています内容については、今の段階はホテルが自分たちで実施しなければならない調査となっています。

　道のお金でもなくて、それはホテルが主体的に実施しなければならない調査なのですけれども、今回提示している調査内容については、ホテルとしても前向きに実施をする方向となっております。

　調査の遅延につきましては、ホテルは当然やる意向はあるのですけれども、特にボイラー室の中のボーリングをするための機材というものも特殊らしくて、そちらの手配もなかなかつかないというふうに説明を受けてございます。

○永本浩子委員　なかなかそういう事情があるのだなということは理解しましたけれども、例えばこのＮｏ．９のところは、このボイラー室の中ですけれども、Ｎｏ．１とＮｏ.13に関しては外ですよね。そして、Ｎｏ．１は８メートルまで掘って、重油があったということ。Ｎｏ．９のほうは1.7メートルで既に重油があったということで、この外に関しては、もうちょっと進められるのではないかなと思いますけれども、それはどうなのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　Ｎｏ．１なのですけれども、これ初めに８メートルまでボーリングしておりまして、８メートルまで掘ると、油が確認されないと。６メートル、７メートルまでしか確認されなかったという報告でございました。その隣のＮｏ.13の掘削につきましては、３メートルまで掘ったという報告は受けてはいるのですけれども、こちらのほうは今後、どこまで掘削するのかという具体的なお話はちょっとまだ聞いてはございません。引き続き、その辺りを確認していきたいというふうに。

○永本浩子委員　３メートル掘ってあったということは、Ｎｏ．１よりもＮｏ.13のほうが、重油が結構そこにたまっている可能性というのは高いのではないかなと思いますので、何とかやっぱり冬を迎える前にその辺のところを進めていけるように、また、押していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　Ｎｏ．１につきましても、３メートル地点でも確認されていたと思いますので、決して１よりも13のほうが濃度が高まる、濃度的なものは報告を受けていないので、何とも言えないのですけれども、今後の掘削スケジュール等につきましては、併せて北海道のほうに確認をしたいと思います。

○永本浩子委員　了解いたしました。

　もう11月になってしまって、初雪も観測されているという状況ですので、ぜひその辺のところはスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

　以上です。

○小田部照委員長　ほかの委員いかがですか。

○近藤憲治委員　この間の取組の中で、初めてこの連絡会議が開催されて、そこに水質汚濁防止法で調査をしなければならない当事者であるホテルも入っているということなのですが、まずこの会議には、ホテルのどういう立ち位置の方が出席をされたのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　ホテルにつきましては代表取締役社長、それから本部の部長、それと現地の支配人の３名が出席してございます。

○近藤憲治委員　先ほどの説明の中で、この連絡会議の中で専門家からこういうことをやったほうがいいですよという意見が出されて、先ほどの説明だと、それを一旦ホテル側が持ち帰って検討して、何をやるかを決めた後、また連絡会議を開くという流れになっているのですけれども、意思決定権者がこの会議の場にいるのに持ち帰るという説明は、何でされたのですかね。

○渡部貴聴水産漁港課長　今回提示された、水平方向への拡散のための調査のガス検知という手法について、今回初めて専門家の方から、簡易に、要は、この調査というのはボーリングのような太い穴ではなくて、細い穴を２メートルから３メートル掘りま

して、そこの空気を吸い出して、その空気の中に重油がどのぐらい含まれているのかという調査をするそうです。

ただ、今の段階でそれをどれだけの地点でやって、どのぐらいのコストがかかるのか、実際にタイムスケジュールはどうなのかとか、どういう業者でできるのかというのも、この場では議論されていないので、その辺りについても、専門家から、北海道から今後助言を頂きながら、実施の可否について検討するという意味で持ち帰るという回答をされたと思います。

○近藤憲治委員　今回北海道も、この連絡会議にかなり強く関わっていただいて、専門的知見を持っている専門家から様々な助言を頂いた上で、ホテル側がそれをやるかという流れになっているのですけれども、私が素朴に感じているのは、ホテル側が第１当事者なので、もっと自分たちでも専門家から話を聞いて、自分たちで取れるアクションは何なのかというのを考えるべきなのだけれども、この連絡会議のやり取りを見ていると、何かこう、言われたらそれ考えようかなみたいな動き方に見えてしまって、ちょっと本当に大丈夫ですかという素朴な疑問があるのですけれども、その会議の場での説明とかを見ていて、ホテル側の姿勢は本当に真摯に取り組もうという意思があるというふうに見受けられるのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　私どもも出席して見ている中では、それから事前の北海道からの説明もそうなのですけれども、ホテル側としては、提示された内容について、科学的にきちんと効果のあるもので、必要であることについては前向きに検討するという説明を受けていまして、当日もそういう印象は受けております。

ただ一方で、道からの説明では、非常にコスト概念が強い方と伺っていますので、トータルで調査の効果等も併せて、シビアな面はあるというふうにお聞きはしております。

○近藤憲治委員　そこは事業者ですから、あるのかもしれませんけれども、万が一のケースで地域に与える損害って、そのコスト概念を超える、はるかに大きな影響なのですよね。

そこがやはり第１当事者であるホテル側と共有できないというのはなかなか残念なことだと思いますので、様々な会議の場があるかと思いますけれども、やはり産業を守るという視点、地域を守るという視点で、基礎自治体としてホテル側にはコスト概念を超えて、きちんと取り組んでいただくべきだと考えているというのを、伝えるべきだと思いますけれども、いかがですか。

○渡部貴聴水産漁港課長　連絡会議につきましては、当市も副座長、それから委員でも入っております。

ですので、その辺りは地域の実用も含めた中で必要性というものは、今後も引き続き訴えていきたいというふうに考えております。

○小田部照委員長　ほかの委員いかがですか。

○平賀貴幸委員　まず、最初に確認させてほしいのですけれども、この３ページの図の赤丸の中の一番下のところが、この表で言うと、掘削調査の一部ありのところに該当するのでしょうか。星がついているところ。

○渡部貴聴水産漁港課長　これ、すみません、書き方が悪くて恐縮なのですけれども、今御指摘ありましたように、これ掘削調査におきまして、この建物のこの図でいくと、左下のこの角の箇所から、重油臭及び重油が確認されているということで星マークをつけさせていただいています。

○平賀貴幸委員　そこはわかりました。

この範囲の中にあるのではないかと想定されるというところまでは来たというところなのだと思いますが、ここから先がちょっと見通せるようで見通せないなというのが率直な印象なのですけれども、まずはその３点ボーリングを実施して地下水のモニタリングを行うと。どんな方向で地下水が流れていって、そこに実際重油があるのかないのかということをまず調べるのでしょうけれども、これまでずっと求めてきているのは位置の特定なのですよね。

先ほどの説明でも、位置の特定がない限りなかなかできないというのはやっぱり変わらないというところなのですけれども、その辺のアクションは、今後はどうなるというふうに理解したらいいのですかね。

○渡部貴聴水産漁港課長　油の所在についてなのですけれども、専門家から今頂いている説明としましては、今までホテルもいろいろ調査をやっているのですけれども、根本的に情報が少ないと。特に地質に関する調査が少ないということでございます。

今、建物がある中で、様々な調査を行ったり、予想したりする中でも、まずは当該地の地質の状況を調べることが必要ということで、３点ボーリングに

つきましては、地下水についても調査をするのですけれども、併せて地質についても調査をしますので、その結果を見た中で次の手を考えたいというふうに伺ってございます。

○平賀貴幸委員　ちょっとわからないので伺うのですけれども、その３点ボーリング、地質の調査をしたら、次に、どこに重油があるか特定する方法が見つかるものなのですか。

○渡部貴聴水産漁港課長　そういう単純なものではないのですけれども、地質の状況、それから当該地、非常に複雑で断層もあるというような説明も受けてございます。それもあるので、３点することによって、建物がある箇所の地質、要は断層の状況を考えた中で、あくまでも想定、ある程度はやっぱり絞り込んで調査をしないと、ありかを、今の状況ですね、建物を除去しない中では把握できないということなのですけれども、その事前情報がないというふうに説明を受けてございます。

○平賀貴幸委員　そうすると、３点ボーリングで地質調査と地下水のモニタリングができるのが、さっき話があったように１月ということですから、それから場所を絞り込むことができて、どこにあるか調査をするというふうに移っていくとなると、融雪前に間に合わないのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　融雪前までに実施すべきという提案があったのは、あくまでも地下水調査でございます。

今回の第１回の会議の中では、重油の現状把握について、具体的なタイムスケジュールは出されてございません。

一方で、専門家、それから北海道のほうからも指摘があったのですけれども、タイムスケジュールをきちんと整理をした中で、調査を進めるべきだという指摘も出てございました。

○平賀貴幸委員　そうなのですよね。やはり、重油が水に漏れ出さないうちに何とかしたいというところで、これまで取り組んできたはずなのですけれども、今の流れを聞いていると、そこを防ぐような立て付けにはならないスケジュールに、結果的になっちゃっているのかなと思うのですよね。

31日に説明を協議会でされて、今日も専門家の説明をされていて、間に合わないかもしれないというところについては、対策協議会のメンバーさんはどんな受け止めでいらっしゃるのですか。

○渡部貴聴水産漁港課長　間に合わないかもしれないと、要は地下水に出るか出ないかという観点からしますと、そこは何とも言えないです。

ただ、地下水に漏れ出ることについての、今日は専門家から、その防止対策であるとか、時限的な想定というのはございません。

ただ、今、私どもが受けている中で、北海道の対策としては、公共水域に流出を防止すると。当然、地下水も公共水域なのですけれども、最悪の状況としましては、それが漁場に対策協議会としては漏えいということなので、そのために今回やった３点ボーリングで、いいか悪いかは別としてなのですけれども、地下水に入った段階で確認をして、吸い上げて浄化はできるという認識がございます。

ただ、それについてのいい、悪いという判断は特にはありませんが、漁業関係者からは、引き続き一刻も早い解決、それから、やはり所在を確認した中で、最良の方法、要は全量撤去していただきたいという意向は、引き続き示されてございます。

○平賀貴幸委員　以前、ボーリングを実際には地下水の層までやらないと意味がないこともお話させていただいたとおりなので、そこは実際に見つかれば、そこも含めてくみ上げていって浄化するという形をやることになると私も思います。

そんなこともやりつつ、やはり今話にあった、全量撤去の方向については、捨てないで進めていかなければいけないと思うのですよね、もちろん。

それを、間に合わないかもしれないという状況が見えてきちゃっているなっているのが残念というか、まずいなと思うのですけれども、それでもやはりできるだけ融雪前に場所を特定して全量撤去なのか、もしくはその全量撤去までは間に合わないのだけれども、場所が特定されたからこそ流出防止措置が何らかの形で別にできるのか、その辺のことをタイムスケジュールとして落とし込んで、やはり事業者さんには示していただくという形をつくり込んでいかないといけないと思うのですけれども、その辺は共通認識ということでいいのですよね。

○渡部貴聴水産漁港課長　ロードマップ自体をつくるということは、北海道のほうでも指摘をしておりまして、そういう方向にはなると思います。

しかしながら、現状で具体的なものについて、例えば全量撤去するとか、全量撤去をできるかどうかも含めた中では、まだ何とも言えない状況です。

もっと言いますと、第１回の検討会では、３点ボ

ーリングによるモニタリングということまでは決定はしていますけれども、例えば、ガス検知による油の水平的な拡散状況の把握についても決定はしてございません。

しかるに、現段階では、油の特定をどういう形でできるのかということ自体もまだ示されてはいない状況です。

○平賀貴幸委員　なかなか見えない話を議論しなければいけないので、なかなか切ないものがあるのですけれども、この後の条例の審議や検討にも関わってくると思うのですけれども、道や専門家の皆さんや、あるいはホテルの側との協議は続けていくのは続けていかなければいけないですし、こういった対応も求めていかなければいけないのですけれども、ただ、やっぱり状況によっては、別の方法も、従来から議会で言っているとおり、行政代執行になるかどうかはさておき、代替施設をこちらで用意して、実際除去させてもらうぐらい大胆なこともやっぱりしなければいけないなというふうに感じるのですけれども、その辺は、市としてはどんなふうに受け止めていらっしゃるのですかね。

○渡部貴聴水産漁港課長　今までもそのような議論をお聞きしてございますけれども、当市としましては、まず現状で、この連絡会議ができて、専門家も入った中で、やっと調査が今、まだ始まっていないです。調査が今、やっと方針が示された段階ですので、確かに漏えいしてから時間がたってしまって、非常に時間はないのですけれども、いずれにしましても、今後の調査の状況を見た中で検討してまいりたいというふうに考えています。

○平賀貴幸委員　実際に漏えいがあってからもう半年ですよね。時間が本当にたってしまっていて、やっとスタート地点に立てたぐらいの話にしかなっていないので非常に。この後のやっぱり懸念がなかなか拭えないので、場合によっては本当に大胆な方法も含めて、考えなければいけないのかなというふうに思うのですよね、事態を解決するためには。このままいくと、雪解けのときに大量に漏れてしまうなんてことがもし生じた場合に、果たして対応し切れるのかというところが一番気になるところなのですよね。その辺については、専門家の方々の意見を何か取り入れながら、もしもの場合に備えるということは、まだこれから考えることなのですよね。

○渡部貴聴水産漁港課長　今の方針としましては、まず、基本的に油の漏えいについて、今回専門家からの説明を受けているのですけれども、基本的に鉛直方向に浸透していきまして、地下水の箇所で止まると。油は基本的には浮くので。つまり、漏えいした箇所の周辺の地下水の一番浅いところにある、地下水の状況を拡散すれば、そこで動きは捕捉できるという認識で、今回３点ボーリングを行った中で、地下水の流れを見た中で、観測井戸を設置して、そこで仮に油が確認された場合には、吸い上げて除去をすることによって、湖や川への流出を防止するという方針で進んでございます。

○平賀貴幸委員　取りあえず、まあわかりました。

ところで、ホテルの冬季の営業というのは、この後どういうふうなスケジュールになっているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　私ども直接報告は受けていないのですけれども、11月から５月ぐらいまで休業するという話を聞いています。失礼しました、４月いっぱいぐらいまでという話です。

○平賀貴幸委員　理解はいたしました。

まだ、11月からですから、結構まだありますね。

その間に、場合によってはそれこそ、先ほど申し上げたように代替施設を用意して、全量撤去なのか、その周辺の土砂を全部撤去するのかということも、スケジュール的には可能といえば可能なのかなと思うのですけれども、その辺について行政は、今、やるということを決めていない中で聞くのもあれですけれども、場合によっては、そういったこともやっぱり必要なのではないかなと思うのですけれども、どうですかね、本当に。

○渡部貴聴水産漁港課長　今の段階では、一時的には北海道がまず、行政代執行できる段階ではないということ。あくまでも、公共水域に流れ出ていない段階においては、ホテルが自主的に、漏えいしないことを証明するための調査を実施している段階でございます。

○平賀貴幸委員　そこまでしかできないのか、それこそ条例をどう作り込んでいくかによって、またちょっと変わってくるので、この後の条例に関する議論の中でまたいろいろしていきたいと思いますけれども、ところで、８月29日の総務経済委員会が、２回目の重油漏えいの説明だったのですけれども、その際、私のほうから市民に対する説明がされていないのは一体どうなっているのだということを、実は聞いているのですよ。

当時、副市長からはこんな答弁がありました。

「３月に事故があって、報道等での公表という形で進んでおりました」と。「そこは、後手に回ってしまったと考えている。どこまでのものを市民にお示しできるのか、どこでどういう形でやったらいいのか、そこもなかなか判断がつかないという状況でございますが、北海道と協議しながら検討してまいりたい」というふうに答弁されているのですね。

いまだに、報道や議会での話以外、市民の皆さんが知ることがないのですよ。相当大きな問題だと思うのですよね。

私、このときも申し上げて、そのあとも申し上げていると思うのですけれども、このままだと漁業者や呼人の地域の問題みたいな感じに受け止めている方がいらっしゃる状況もあるのですよね。

全市的な問題として、やはり取り組んでいくということを考えると、この間の時系列だとか、いろいろなことを含めて、詳細を市民に公表するということがやっぱり必要だと思うのですよ。

そうすると、やっぱり網走市の広報紙にきちんとそこは載せて、こういう状況ですということを説明して、現状での方針はここまで来ているのだけれども、まだここ、これ以上できない状態にあるという、どんな課題があるかとか、その辺のことを時系列を含めて、やっぱり公表していかないことには、全市的な問題で取り組むという形になっていかないと思うのですよね。

市としてそういう意識を持っているのはわかるのですけれども、対市民に対しての説明をして、一般市民の方にもお力添えいただかないことには、この問題はやっぱり解決に至らないと思うのですよ。

そういった形で、一体いつ取り組まれるのかなと思ったのですけれども、いまだに取り組まないものですから、これ、どういうふうに考えていらっしゃるのですかね。

○後藤利博副市長　今、平賀委員からお話がありましたけれども、今回、北海道のほうも急遽、連絡会議を立ち上げるということになりました。

そして、この連絡会議には、実際に当事者であります社長も、会議のメンバーとして、ぜひ呼んだ中で会議を進めたいというのが北海道の意向でございました。

それまでは社長が一度、現地に来られて説明会を開いたのですけれども、その後、会社としての方針みたいなものもなかなか示されない、今回も一定の考え方みたいなものはお話しされたと思うのですが、当事者であるホテルのほうがなかなか示されないということで、状況の説明といいますか、一向に進んでないというだけの形になるのかなと思っていまして、どういう形の説明なのか、公表の仕方がいいのかというのは、私たちも非常に悩んでいるところでございますが、今回、専門的な方がかなり、社長独自に方法論みたいなものを御説明した経過もございますので、この連絡会議の内容も、北海道としてもどこまで説明をできるのか、公表できるのか、そこを改めて調整しながら市民にお知らせできる形を考えていきたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員　できるだけ早い時期に公表していただきたいというふうに、やっぱり思うのですよね。

公表することによって、市の本気度というものも伝わる部分も私はあると思いますので、そこはやっぱりやっていただきたいと思いますし、市にとっては頭の痛い話かもしれませんけれども、議会に報告したり、何だかんだしてアクションを起こすのが遅くなったことも含めて、そこは正確に公表していかないとならないと私は思っています。

議会に報告したのが一体いつで、どういう動きをしていったのかということも、やっぱりその辺はぜひ公表していただかなければいけないって正直思っているのですよね。そういったことも含めて、今回の流れは、やはり全てが、市の不手際があったとかというふうには思っていませんけれども、やっぱり、今の状況は少なくても７月の時点の報告ではなくて、もっと早く報告を頂ければ、もっと早い時期にこの状況まで持ってこれたのかなという思いが拭えないものですから、その辺も含めてぜひ公表していただきたいのですけれども、その辺は副市長大丈夫ですか。

○後藤利博副市長　もともと、今回の事案をどのように対応していくかというグリップする機関としては、北海道であったということでございます。

そのような中で北海道が果たして公表といいますか、道民に向けてそういう発信をするのかどうかということも、一つスタートの段階ではあったというふうに考えております。

そのような中で、市としてこれまでの経過も含めて、北海道の、何て言うのでしょうか、対応してきた内容も含めて、どこまでお知らせできるのか、北海道とも協議した中で進めていきたいというふうに考えてございます。

○平賀貴幸委員　その点は理解できるのです。理解はできるのですけれども、やはり、これ、多分私だけではなくて、ほかの議員も同じことを思っていると思うのですけれども、もっと早く議会に報告してくれれば、今のこの状況は、少なくても数か月前につくれたのではないかなという思いが拭えないのですよ。

結局、それがなかったがために、この冬を結局迎えて、今こんなふうにせっぱ詰まっているのかなというのが拭えないのですよね。

そのことも含めて、ちゃんと市民に伝えていただきたいと思うということなのですけれども、いかがですか。

○後藤利博副市長　経過の中でどこまでお知らせできるか、北海道とも相談をして実際に事故があってから、北海道としても、ホテルとしても対応したことはございますので、そこも含めて北海道と相談をした上で説明をしていきたいと思います。

○平賀貴幸委員　このことは、私は議会と市との信頼関係にも関わることだというふうに思っています。

しっかりとその辺も含めて公表していただいて、取り組んでいただいて、市民にもやっぱり、周知された上でこの問題は全市的にというのは、本当に市民も含めて解決に当たってもらう意識を持ってもらわなければいけない問題だと思いますので、ぜひ進めて、できるだけ早い時期に進めていただきたいと思います。

取りあえず終わります。

○小田部照委員長　ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員　すみません、先ほどちょっと聞き忘れてしまったのですけれども、３点ボーリングにしても、このボイラー室内のＮｏ．９の箇所のさらなる掘削に関しても、どちらも機材が足りなくて、調達が難しいというお話、先ほど伺ったところなのですけれども、本当に、早くやれるかどうかというのは、ひとえにそこにかかっているのかなと思うのですが、この機材の調達に関しては、誰が責任を負う形になっているのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　機材の調達につきましては、基本的には、今回、調査を発注しているブリーズベイホテルになります。

しかしながら、連絡会議の中で、北海道地質調査協会という一般社団法人の方が入っているのですけれども、こちらのほうでボーリング器材等の状況であるとかを押さえているということでしたので、そこは北海道と、こちらの専門家の方も入った中でサポートするというふうに説明を受けてございます。

○永本浩子委員　ホテルに任せきりではなく、この専門業者がきっちり入ってくださるということで、そうした状況等も市に情報をもらえるという流れになっているということでよろしかったですか。

○渡部貴聴水産漁港課長　当然、当市につきましても連絡会議のメンバーとして入ってございますので、その辺りにつきましては、しかるべきタイミングにはなると思いますけれども、きちんと情報は入ってくると認識してございます。

○永本浩子委員　ぜひその辺のところ、できるだけ年内にめどが立つような方向で、持っていっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小田部照委員長　ほかの委員いかがですか。

○栗田政男委員　お話を聞いていてわかる部分と、甚だ役所的な対応をせざるを得ない状況というのも、ここに来て、どんどん見えてきているのかなというふうに思って、非常に残念に思っています。

要は、これに関わる、網走市の関わる漁業者を主に、漁業者の皆さんが心配しているのは、やはりそういう危険因子を撤去するのが大前提であろうと。私たちもそういうことでお願いをしてきた経過がありますし、それはいまだに変わっていません。

これは、だからその場当たり的に対応して、ボーリングしたり、万が一地下水に漏れた場合はくみ上げて除去するというような対応を求めたつもりもないですし、あくまでもボーリングについては、現況どういう場所にしみ込んでいるのかということを把握したかったという認識でいました。

時間軸で言いますと、我々は雪が降る前に解決したいよというお願いをずっと言ってきたのですが、融雪とかという話なので、これは時間的には３月末頃をリミットというか、その一応期限としてそういう方法を、ボーリング等の調査をやってくという認識に変わってきたというふうに理解してよろしいですか。

○渡部貴聴水産漁港課長　ボーリングにつきましては、今回、専門家からの意向を聞いて、目的自体が地質の調査と、それから地下水の状況調査ということです。

その中で、専門家からは２月の中、下旬までに実施をして、３月の融雪期には、観測井戸を掘るとこ

ろまでいくかどうかはわからないですけれども、一応、一定の地下水の状況を把握する体制を整えるべきだというふうに助言を頂いてございます。

〇栗田政男委員　ということは、この協議会も含めて、先延ばしをしたといいますか、そういう状況になってしまったという認識になってしまうのですが、非常に残念なことですし、我々が要望していることとは、そっちの方向には全然進んでないというのが現状なので。

これは以前にも何度もお話しています。

それで、前回の委員会のときには、市長が申し入れをしても向こうの経営者は会ってくれないと。窓口が増え過ぎて面倒になるみたいな答弁を頂いているのですが、その状況というのは現在も変わっていないということでしょうか。

〇渡部貴聴水産漁港課長　市長の面談につきましては、前回申し入れをした以降は行ってございません。

その理由としましては、10月28日に行われました会議で、本人が出てくると。その中で、今後の方針について示されるということですので、それ以降は申し入れしてございません。

〇栗田政男委員　11月の28……何日。

〇渡部貴聴水産漁港課長　10月28日の連絡会議ですね、この前開催された連絡会議で、社長が出てきて話しているということなので、いずれにしましても、前回断られた理由というのが、回答する、お話しする内容がないというようなことも言われていますので、一旦そこで、市長の直接面談というものは休止してございます。

〇栗田政男委員　結果、その10月28日、向こうの社長はどういう見解を、はっきりした方向性というのはちゃんと持ってきたのですか。

〇渡部貴聴水産漁港課長　10月28日の内容につきましては、先ほど御説明いたしましたけれども、３点ボーリングを実施するという見解を示してございます。

〇栗田政男委員　これは当初、ホテル側が言っていた状況と何ら変わってないということで理解していいですか。

〇渡部貴聴水産漁港課長　当初ホテルは、３点ボーリング、要は地下水のボーリングについても、１点だけはボーリングしましたけれども、それ以上をするという話はしておりませんでした。

それを、専門家、北海道からの助言を受け、説得した中で、今回３点ボーリングを実施するという判断をしたというふうに伺ってございます。

〇栗田政男委員　ごめんなさいね、先ほど聞き逃して。状況は理解しました。

つまり、我々が要望している全量撤去に向けての動きというのは、かなり遠い将来の話になってしまうのかなというふうに思ってしまうのですが、なぜ、このようなことが起きてしまうのか、本当に疑問でしようがないのですね。

役所ができる範疇というのはおのずと決まってきます。それは皆さんがおっしゃるとおり、道の管轄であったり、直接、市はそれに携われないというのは、それは法的な役所のスタンスで皆さんのスタンスから見ると、それは当たり前の話だと思います。

我々が言っていたのは、その前に話し合いで何とか解決できないのかと。お互いに費用はどうするのかは別にしても、何とか費用を出して、その全量撤去で網走の漁業関係者の皆さんが安心できる状況をつくれないのかというお願いをしたつもりで僕はいたのですが、その動きでぜひとも権者である、網走市を守る立場である市長に向こうと直接お話をして、いい解決策を、法律どうのこうのは置いといて、汚したものはやはりきちんと撤去するというのが原則ですから、それをみんな求めているわけですから、危険因子を置いたまま、時間だけ無情にも過ぎていってしまうという状況だけは、ぜひとも避けたいということで、お願いを再三してきたつもりでいるのですが、そういう声というのは全然届く雰囲気はないのでしょうかね。非常に残念ですし、そんなことでは到底、問題解決にならないような気がしてしようがないのですが、それについてもし見解があれば教えていただきたいと思います。

〇渡部貴聴水産漁港課長　社長への面談というものにつきましては、今まで２回申し入れをしてございます。しかしながら２回とも断られてございます。

引き続き、時期、状況を見た中で、そこは市長の見解を含めた中で検討しなければならないと思ってございますが、現段階では先ほどお話ししましたように、２回目で断られた中で、タイミング的には時期ではないという判断をして、それ以降は社長のほうには申し入れをしていない状況でございます。

〇栗田政男委員　つまり、早い話がなめられているということだと思います。

正式に網走市長がそういうことで申し入れしたものについて、お話し合いをしに行きたいというもの

を断る理由は何もないですし、当然向こうは倫理的にそれに従わなくては、応じなくちゃいけない義務があります。それをお断りするのであれば、こちらもじゃあ誰とだったら会うのか、知事だったら会うのか、総理大臣だったら君は会ってくれるのかという話になってしまうのです、どうしても。誰か権限のある、もっと大きな権限を持っている人が申し入れをしたら会ってくれるのでしょうか。そういうことになってしまうでしょうし、何とかこれは話し合いで解決して、早い道で、結局その解決するため、全量撤去することは、物理的にも、技術的にも可能です。それほど多大なる費用がなくてもできることですから、その安全をしっかり担保していくというのは、網走市にとって本当に命題というか、当たり前の話なので、それに対して、例えば、もしくは、災害という意味合いを捉えたならば、これはお金も当市が支出してもしようがないところまで、もうきちゃっているのですね。そういうことも全部踏まえて、みんないらいらじくじくしながら、そういうのを利権に絡む人たちは、大変苦しい思いもしているのに、何か行政だけがのらりくらりしているような印象を受けられてしまうのです。行政の見解はわかりますよ、私たちは。ただ市民の皆さんはそんなことわかりません。何をやっているのだ網走市は、道は何やっているのだというふうに、どうしても捉えてしまうのですよ。

そういう気持ちをきっちりくみ上げたときに、もっと積極的に前に進む、法律がどうのこうの、道の役割だとか、市の役割だとかって、ここで論じてもしようがないことなのですよ。どうしたら解決していけるのだということを、窓口としてつくっていく手法というのはないのでしょうか。

だから、それが条例であったり、いろいろなことになってくるのかもしれませんが、あまりにもそういう対応であると、法的なものもかなり厳しいものにせざるを得ない状況というのは、またなってくるのではないかというふうに、私は思うのですが、どうでしょうか、その見解は。

○渡部貴聴水産漁港課長　今御指摘の件なのですけれども、確かに法律的なことを市民の方とか、非常にこの件で心配しているのは漁業者の皆さんだと思っております。

しかしながら一方で、法律的なその壁というものは非常に厚く、私どもも再三、北海道とも協議をしていたり、それから弁護士の方にもいろいろお話を聞いていますけれども、現行法の中でやはり限界はあるということです。

一方で、今回専門家が入ったこの検討会をした中で、３点ボーリングを行って観測井戸を掘ると。そこで、地下水に出た段階で上げるということは、先ほどもお話ししましたけれども、一義的には、網走湖、網走川という、地下水も公共水域ですけれども、もっと一般の方が恩恵を受けている水域に流れる前には、押さえてモニタリングすることができると。

あわせまして、地下水に入った段階では水質汚濁防止法で北海道としてはステージが変わって、一歩進んだ指導もできるという認識でおりますので、引き続き、そういう連絡会議を持った中で北海道、専門家と協議を行いつつ、当然、漁業関係者等とも対応しながら進めてまいりたいというふうに考えています。

○栗田政男委員　課長が答弁してくれているので、これはもう課長の答弁としては正しいことなので、それが限界だということが早い話は言いたいので、僕は別に課長、役所側にね、役所の職員の皆さんにお願いしているのではなくて、こういう問題というのはやはり、管理職たる副市長だったり、もっと言えば、市長がしっかりとリーダーシップを取って、解決する問題ではないかと。職員の皆さんをどうのこうのバッシングしても、どうしようもない、何の解決にもならないですし、皆さんは役割の中で、しっかりとしたことをそこでやっていらっしゃるので、こういう進め方しかできないというのも本当に理解できます。

ただ、問題の解決は、あくまでも全量撤去が原則だという方向性は変わりません。

これは、私たちも、漁業者の皆さんにもその方向できっちりやっていきますというお約束をしています。

だから、その方向でぜひとも考えなくてはいけないので、皆さんがそうやって限界だというのであれば、違う手法も我々は考えながら、進めていかなくてはいけないのかなと思います。道がどうのこうの、市がどうのこうのという話を私たちはしているつもりはございません。役割の中では、それが今できる範囲だということも重々理解はしています。

でも、違った手法でもっと話し合いによってしっかりとした解決策はあるのではないかというふうに、私は思っていますので、そういう意味からも、

ぜひともいろいろな方向性を各方向からの検討が必要ではないかなということを申し送りしたいと思います。

以上です。

○小田部照委員長　ほかの委員いかがですか。

○松浦敏司委員　各委員からいろいろ質問がありましたけれども、やはり、私も同様になかなか思うように進まないといういら立ちといいますかね、法律の壁なんかも当然あるのでしょうけれども。

ただ、協議会を開いて、若干前進したようにも見えると。

ホテル側の発言も以前よりはね、ちょっと進んだようにも見えますが、やはり依然として、無責任さというのがどうも拭いきれなくて、そういういら立ちを持っています。

それぞれ各委員の皆さんから質問がありましたので、私１点だけね、地下水の問題。これ、地下水というのは、１本だけではないのだろうと、いろいろ複雑に走っていますよね。最終的に湖に出ていくということなのだろうと思うのです。

ちょっとわからないのは、ガス検知して云々ってなっているのだけれども、これは24時間検知して、観測していくものなのでしょうか。

その辺をまず伺いたいと思います。

○渡部貴聴水産漁港課長　ガス検知につきましては、今回、水平方向への拡散を調査するためのガス検知というのは、24時間ではなくて、掘削をして、そこから空気を吸い取って、その空気を、検知管という管だと思うのですが、もしくは機材等で分析をする手法なので、24時間観測ということではございません。

○松浦敏司委員　そういうことなのだろうと思うのですよ。

つまりね、いつ、どこで流れていくかってわからないというのが、ここは難しい。

たまたまその場所で検知したら、反応があったり、なかったりということだと思うので、そういう意味で、私なんかは逆に不安になるというか、それが、当初、雪が降る前って言っていたのが、雪が解ける前という状況にまで今時期がずれていくという状況の中で、やっぱりその辺、今後の対応としてね、やはり新たな地下水に対する取組、ガス検知についても、どういうふうな形でやることによって、幾つかある地下水をどう、何というか、検知するかというか、その辺も考えていく必要があるのではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　地下水についてはガス検知ではなくて、実際に油膜等で検知する話になると思います。

それで地下水の状況なのですけれども、当然、私も専門家ではないので何とも言えないのですが、何層にも多分分かれて通常あると思うのですけれども、今回の調査としては、一番浅い層、一番地表から近い層の地下水の状況を確認すると。

仮に、今回３点ボーリングするという理由は、それが一つの層で平面的にどういうふうに分布しているかということですので、今お話ししましたように、それが例えば３点ボーリングした時点で、つながりがなければ、また別の調査が必要になるというふうになると思いますので、あくまでも今回、調査をしてモニタリングをするために使用する地下水というのは、１本の、１本というか、一つの層の地下水という認識でございます。

それで、地下水については、常時モニタリングをしていて、瞬時に検知するというふうに説明を受けてございます。

○松浦敏司委員　なかなか大変な作業だなと思いますが、いずれにしてもいわゆる原因そのものを取り除くことをしない限り、やっぱりそういう不安は拭えないということなので、漁業関係者がやっぱり安心する状況というのを、１日も早くつくり出していくと。そのために、ぜひ、努力していってほしいということで、私は終わります。

○小田部照委員長　ほかの委員。

○金兵智則委員　各委員、いろいろと御確認をさせていただきましたし、意見も述べさせていただいているのであれなのですけれども、改めてお伺いしたいのですけれども、連絡会議であった、今後の方針というのは、ホテル側から示されて３点ボーリングをやると。地下水位のモニタリングをしますよと。

それで専門家から、そこで地質調査も一緒にやってくださいって言われたので地質調査もやるということが決まったということでしたかね。

○渡部貴聴水産漁港課長　地質調査につきましては、３点ボーリングとセットになってございます。

今回、専門家から別途指摘があったのは、油の所在をこの３点ボーリングでは、油の所在はきちんとわからないので、それについては、ガス検知による水平方向への調査も実施すべきであるという提案を受けてございます。

○金兵智則委員　それをやるということが連絡会議で決まったということですよね。ホテル側がやるということが確認をされたと。

重油が確認された場合、その常時モニタリングしているので、くみ上げて処理するものの整備について検討するとありますけれども、これも整備していただける方向だということなのですよね。

○渡部貴聴水産漁港課長　まず、ガス検知については、まだやるということはホテルからは言われてございませんが、この中で重油が確認された場合には、地下水をくみ上げて除去するなどのアクションプランについては実施する、検討とは書面には書いていますけれども、実質的には実施するということでお話は伺ってございます。

○金兵智則委員　検討するって書いてありますけれども、これはもう実施の方向で進んでいくと。

その後なのか、先なのかわからないですけれども、専門家からの意見でこの１、２、３、４、５点がいろいろと言われましたよと。

３点ボーリングのところはやると言っているのでいいのかなと思うのですけれども、さっき近藤委員の質問によると、これをホテル側が持って帰って年内に再度連絡会議を開催する方向で調整するとあるので、それを持って帰ってきた答えを連絡会議で聞くということなのですか。次の連絡会議は。

○渡部貴聴水産漁港課長　はい、そういう認識でございます。

○金兵智則委員　そうしたら、やるかやらないかわからないけれども、こういう意見を専門家が言ったものを検討するのに、これだけの１か月……年内にということは11月なのか、12月なのかわからないですけれども、もう今の時点で、ここからもう２週間くらいたっているのですかね、それの答えがいつになって、連絡会議の招集がいつになりますよということが、その回答を待つだけで、まず１か月程度の時間がかかってしまうと。

雪降る前という話、皆さんしていましたのであれですけれども、もう今後は、この連絡会議はこのやり取りがずっと続いていって、いつになるかわからないけれども解決に向けて進んでいるのですよね、これね。

間違いないのですよね、進んでいるのですよね、これね。

○渡部貴聴水産漁港課長　連絡会議については、問題解決、これ自体は、先ほどもお話ししましたけれども、今、このやっている調査というのは強制でやらせることができない調査で、あくまでもホテルが自発的にやる調査になってございます。

ですので、難しいところが、専門家からこういう調査が必要であるという話が仮にあったとしても、それをホテルがやる、やらないというのはホテルの判断になってしまいます。

しかしながら、この連絡会議自体は問題解決のためにつくられているものですので、私どもとしてはそういう認識で、この会議によって、今あるこの問題を解決へ向けていくという認識でございます。

○金兵智則委員　そうなのだと思います。

皆さんが集まってやっていることですからね、そういうことなのだと思いますけれども、やる、やらないはホテル側の御意向がある。経費云々もあるのでしょうから、そういった形の中ではそれでもやっぱりちょっとずつは進めていかなければいけないので、この方法だということなのだと思いますけれども、なかなかちょっとね、理解し難い部分も多々あるなと思うのですけれども、ちょっとガス検知の部分で１点だけお伺いしたいのですけれども、どこでしたかね、Ｎｏ.12か何かの場所で、ガス検知やっているって、何か前の時説明をされていたと思うのですけれども、それと専門家の方が言っているガス検知というのは違うものなのですか。

○渡部貴聴水産漁港課長　Ｎｏ.12のガス検知と、今回専門家が指摘されたガス検知の違いというものは、この場では説明されていませんので、詳細な方法等については、私どものほうは説明を受けていないので何とも言えませんが、ただ、Ｎｏ.12のガス検知につきましても、油がＮｏ.12の場所まで地中を通って流れてきたときに、空気を取って調査するということなので、目的自体は同じものだというふうに認識しています。

○金兵智則委員　わかりました。

12ではやっているけれども、ほかの部分ではやるかやらないかわからない。経費の部分も何かわからないのでみたいな、さっき説明があったので、どうしてここでやっているのに経費はわからないのかなという部分もありましたし、その辺はまた全然違うものなのか。もうやっていることであれば、大体これぐらいかかるのだから、これが増やせるのか、増やせないのかをホテルで判断できるものなのではないかなと思うのですけれども、その辺市では、同じものか、違うものか把握されてないということなの

ですもんね。

○渡部貴聴水産漁港課長　今回、水平方向への拡散に対するガス検知の話というのは、この連絡会議の中で、初めて、私どもは当然ですけれども聞いたお話です。

Ｎｏ.12については、以前、そのボーリングした際に、ガス検知によって拡散を確認するという話を聞いていますけれども、今回、新たにその専門家から指摘があったものについては、今あるボーリング地点ではなくて、新たな地点でやるということです。

専門家からの話としましては、例えばガソリンスタンド等で油が漏れた場合に、どこまで広がっているのか、少ない費用で効果的にやるために、細い穴を掘って、そこで空気を抜いて検知できる手法があるということで、ガス検知はどうだという提案を受けてございます。

そうなると、例えば今後、水平方向への拡散について調査をする場合に、この場所で何点ぐらい必要なのか、どういう場所でやるのかというのが、平場で出てきたことなので、具体的にはわからないので、その辺りは専門家とホテルとでまた調整をするという認識でございます。

○金兵智則委員　専門家と業者さんでいろいろと詰めていった中で、年内ということで決まったのだと思うのですけれども、これがいつ頃になるとかということは、まだ全然見えてないということなのですよね。

○渡部貴聴水産漁港課長　事務局側としては、年内というお話でしたけれども、具体的な話は全く、私どもはわかりません。

○金兵智則委員　ってことは、あとはただ、ただ待つのみというような状況ですよね。

なかなか厳しい、もやもやする期間が、ただただ延びていくということで、やっぱりできることを探していかなければいけないのかなというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長　他の委員いかがですか。

○近藤憲治委員　先ほど栗田委員と水産漁港課長のやり取りの中で、地下水の調査を行って、観測井戸を掘って、そこで重油が検知されたら、道庁の認識としてはステージが変わるという話があったというふうに答弁されていました。

水質汚濁防止法の考え方というのは、公共用水に漏れた、はっきりと漏れた事実がある、または漏れる可能性が科学的に立証されている場合には、監督権者である都道府県は、強制力を持った対応ができるというものですから、地下水に漏れた事実があった段階で、道庁としてはかなり踏み込んだ措置を取っていくというニュアンスで、このステージが変わるという話をしたのでしょうか。

○渡部貴聴水産漁港課長　今、委員御指摘のように、漏れた時点で水質汚濁防止法にのっとった中での指導ができるというふうに伺ってございます。

○近藤憲治委員　それは、そのタイミングから、また具体的に積み上げ方式でいくのか、それとも一気に全部取り除きましょうというところに踏み込むのかで、また次のもやもやが始まってしまうのではないかという懸念を私は持っているのですけれども、道庁と網走市としては、できる限り全量撤去に向けて強い措置を発動するそのための根拠を得たいという考え方で調査をしていっているというニュアンスで捉えていいのですか。

○渡部貴聴水産漁港課長　まず、地元の意向、特に私は水産なので、水産の側からの話では、基本的に、将来的なことを考えると全量撤去という認識でございます。

一方、北海道としては、法的には全量撤去ということを強制することはできないというふうに聞いてございます。

それは、公共水域への漏えいを防止するための措置は指導できるのですけれども、なので、その辺りについては、環境省のほうでもたしかマニュアルを作っているのですけれども、全量撤去するか、もしくは完全に漏れ出ないように囲った中で、その囲いの外側を継続モニタリングするのか等々の手法はありますが、地元の漁業としては全量撤去というものは、基本的にありますけれども、北海道としては、全量撤去のみを考えて指導ということは考えていないと思います。すみません、思いますで恐縮なのですけれども。

○小田部照委員長　ほかの委員、いかがですか。

ひとまずよろしかったですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではここで、５分間換気のため暫時休憩いたします。

午後２時16分休憩

午後２時22分再開

○小田部照委員長　それでは、再開いたします。

次に、特別委員会として取り組めることとして、条例制定に向けての協議をしていきたいと思います。

以前から皆さんに配付していた、条例の文案なのですが、これについて専門的な知見が必要だということで、弁護士の先生のほうにお願いをして、修正、追記の助言を頂いております。

この条例案について、各委員の皆様の見解と、今後の進め方について、それぞれ御意見を聞かせていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

〇近藤憲治委員　この条例の策定については、この委員会の前段で議論していた、やはりどういった影響が今回の重油漏れで起きているのかというのが、なかなか水質汚濁防止法の枠組みの中では、漏らした当事者であるホテルがやらなければならないという立てつけになってしまっているので、なかなか進んでいかないという問題意識が私の中にはあります。

そういった点で言えば、今回、弁護士の先生から、網走市で条例を策定するに当たってはという部分で、やっぱりこの調査の部分に一定の方向性付けをする、基礎自治体としてもそこに関与していくという方向性でつくるのはいかがですかという御助言を頂いています。

そこについては、水質汚濁防止法と同じ観点ではなく、あくまでも地域の主要産業を保護するため、守るためという大前提でつくっているのですと。なので、これは網走市として取り組むことなのですというのをうたっていくというのは、方向性として望ましいですねという御助言を頂いていますので、私としては、最終的に取り除かれるという、そこに強制力が生じるというのが望ましいと思うのですけれども、その前段として、どこにどうあるのかを科学的に把握することを、漏えいした事業者だけに委ねるのではなくて、基礎自治体としてもそこに関与をしていく、積極的に関わっていって、それが実際にあるということが判明すれば、そこから先は、水質汚濁防止法の枠組みでも動かしていけるわけですから、やはり、水質汚濁防止法のいわゆる法の抜け穴といいますか、盲点になっている部分を条例として補完する。条例として補完するのだけれども、それは水質汚濁防止法と同じ目的ではなくて、あくまでも地域の主要産業を保護するという目的で制定をするという方向性については、望ましいものだと考えております。

以上です。

〇小田部照委員長　ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

〇平賀貴幸委員　コメントの追加というところに書かれているとおり、今近藤委員もおっしゃったとおり、方向性としては、やっぱり地域の産業を守るという方向性で条例をつくっていくと。

汚濁物となっているのは、もう油という形で、明確に限定していくとか、そういったことを整理しながらつくっていくのが、基本的にはいいのだろうなというふうに思います。

議論が別れているから、コメントは特に弁護士の先生からはないですけれども、罰則だと思っているのですよね、やっぱり。

逆に罰則を受けたほうが安く済んでしまって、何かおかしなことになってはいけないので、ここはちょっとやっぱり慎重にあるべきなのかなというふうに思うのです。

その辺のところの整理は、やっぱり別途必要だと思いますので、専門家の助言を頂きながら、できるだけ早くつくっていくということがやっぱり大事だと思うのですよね。

スケジュール感としてはできるだけ年度内の早い時期にというふうになるのでしょうけれども、できるだけ具体的な措置につながるような時期と考えるの、本当に早いほうがいいというふうに思います。

〇小田部照委員長　他の委員いかがでしょうか。

〇永本浩子委員　赤いところが専門家の弁護士の先生からのコメントということだと思うのですけれども、目的に関してはやはりこのコメントにあるとおりに、水濁法と同じ目的ではなくて、網走市として、漁業者等はきちんと守っていくという、そういったことも明確にしていくのは大事なことだと思いますので、このコメントに沿いながら、ここは検討すべきだと思うのです。

あとの文言的なことも訂正をしながら、やっぱり私も一番ポイントにしなければいけないのが、この30万円以下の罰金というものを、どう扱うかというところで、前回も言わせてもらったのですけれども、この30万円の罰金に関しては、町野弁護士からは何もコメントはなかったということなのでしょうか。

〇小田部照委員長　はい、そうです。

〇近藤憲治委員　条例の策定の際に、罰則規定を設

けた場合、それが上位法規や、それ以外の量刑を定めたものと、いわゆる法の均衡性があるのかどうか、著しく酷かったり、緩かったりしないかどうかというのは、検察庁に確認しましょうというのが基本なのですね。

でも、それはもう普通にやることなので、こうやって書きたいのだったら検察庁に聞くべきですよねというのは、条例策定の際の普通のプロセスです。

○永本浩子委員　私も前回のときに、検察庁との協議も必要だということで言わせていただきましたけれども、30万円以下というのをうたってしまった場合に、なかなか難しい、その検察庁との協議も入ってきますし、判定をどうするのかというところなんかもあると思うので、私としてはこの条例に30万円以下のこの罰則規定を入れないほうがいいのではないかなという気がしています。

現実に今回の観光ホテルの件に関しても、ボイラー室を取り壊すとなると２億円以上かかってしまうので、それができるとか、できないとかって話になっていて、億単位の話をしている中で、30万円以下の罰金というのを市が設けたとしても、それがどこまで、この意味があるのかなという部分もありますし、手続的にもかなり難しい部分が入ってくるのかなと思いますので、これをよく検討すべきだと私は思います。

○金兵智則委員　各委員さんから種々御意見があったとおりなのだと思いますし、先ほど、理事者の皆さんから御説明受けた中で、今後も時間はかかっていくのだということがはっきりとしたという中で、この委員会自体も実はもう期限が切られているような状況なのだと思うのです。

改選期に入ってしまいますので、その中でやっぱりこれはちゃんとした形に持っていく必要があるというふうに皆さん多分考えていると思うので、その罰則の部分については、やっぱり時間もかかるということも踏まえて、そこは条例の制定はスピーディーに進めていく必要があると思いますので、異論がある部分に関しては、そこを詰めていくよりも、一気になくしてしまっても、時間のかかる部分はやっぱり削除しながら、スピーディーにきちんとした形のものをつくっていくという必要があるのではないかなというふうに思います。

○小田部照委員長　ほかの委員いかがでしょうか。

○栗田政男委員　手法として我々も検討してきた経緯がありまして、いろいろ、当議会としてこういう形で条例を制定するのは多分初めてになると思います。

そういう面では、慎重にしなくてはいけないのですが、僕は、今回の件は特例だというふうに捉えています。

だから今回はこの事案に対して、この条例が活用できる保障だけで、その後、この問題は解決した後、今後市の条例として、広く使えるような状況に直すことも十分可能ですし、逆に言うと、やめてしまっても構いません。そういうことも可能です。

そういった意味を踏まえたときに、皆さんがおっしゃるようにスピード感をまず、第一優先に考えるのであれば、やはり協議、罰則の云々というのもないほうが早いに決まっていますので、要するに、この条例をつくることによって、市が直接的に関与できてこの問題を解決できる最大の近道ということの手法として活用するのであれば、なるべくスピード感を持って進める意味では難しいことは抜いて、進めるべきではないかなというふうに考えています。

○小田部照委員長　ほかにいかがですか。

○松浦敏司委員　多くの委員が、この罰則については時間もかかるというようなことでなくしたほうがいいというようなお話でありました。

検察庁の関係ということでありますので、この条例そのものをできるだけ早く成立させるという点では、今皆さんが言ったようにこの部分、罰則の部分がなければ、比較的スムーズにいくのかなというふうに思いますので、全体の委員会として意見が一致するのであれば、そういう方法もあるのかなというふうに思います。

以上です。

○小田部照委員長　それぞれ各委員の皆さんの御意見を頂いているところでありますが……近藤委員どうぞ。

○近藤憲治委員　今、各委員のお話を伺っていて、条例を策定したほうがよいと。その中身についてはまだ議論があるけれどもということは理解をさせていただいたのですけれども、そもそもこの条例の策定って、前回までの特別委員会を振り返ってみると、いわゆる行政サイドと一緒につくっていきましょうという話で答弁をされていたと思いますので、条例の策定について行政側はどういった準備をしているのかと、やっぱりなるべく早くつくりましょうというのは、今、委員の総意のように受け止めたのですけれども、スピード感、時間軸、スケジュール

感みたいなのを、準備の中でどういうふうに認識しているのか、つくるとしたらどういう手順を想定しているのか、現段階で考えていることを明らかにしていただきたいと思います。

○田邊雄三市民環境部次長　条例案の今後の検討についてでありますけれども、今回、様々な関係法が関係するというふうに認識しておりまして、この条例の検討に当たっては、環境法の有識者を含む、検討する会議なりを一度組織して、様々な視点で、いろいろなことを検討しなければならないというふうに考えております。

先ほどお話に出ておりました、条例の立法趣旨、御指摘もありましたけれども、こちらとしてもそのような認識でおりまして、例えば漁業その他産業の保護を目的とするとか、そういった視点が考えられるだろうというところはあります。

また、二つ目には、どちらにしても科学的根拠というのは必要になっておりますので、そこは法律と変わらないところ、そこをどう見出していくのかというところ。あと、行政措置の内容、これにつきましては、法との衝突をどのように回避できるのかという視点も当然必要になってきます。

あとは、執行部の問題もありますけれども、もしも執行するに当たり、何かしらの体制が必要であればそこも考えなくてはいけないですし、代金がかかるのであれば、そういったところの検討というのもあります。

そういったことを含めまして、検討するところを何かしら設置したいというふうに現在考えておりまして、その人選も今行っておりますので、そこは固まり次第、早急にお示ししたいというふうに思います。

○近藤憲治委員　どういう体制でやっていこうかという、おおよその考え方は今の答弁でわかるのですけれども、時間軸ですね、なるべく早くというのが、我々側の思いとしてはあるのですけれども、行政サイドはどういう認識に立っておられますか。

○後藤利博副市長　今、時間軸というお話でございましたが、今、次長のほうから説明がありましたとおり、様々な法関係との照らし合わせ、それから一般的に言われています行政法との照らし合わせの関係で、これは行政機関と市民との関連を求める法規ということで法典ではありませんけれども、そういう観点からどうあるべきかということも詰めていかないと、執行機関が最終的に執行する段階で、疑念があってはなかなか執行できないということもございます。

そういう観点で、それぞれの条項で、例えばその解釈も含めて、今、先生のほうで述べていただいている部分、さらにもっとこういう観点はどうなのかとか、そういうのを行政法の観点からも一度用意をしていただいて、そこでまた先生のほうとの考え方のすり合わせとか、文言も含めてそういうやり取りをした上でつくり上げていく形になるのかなというふうに思っています。そうなったときに、そういう関係の皆様が一同に会してということなると時間もかかるのと、それからお金もすごくかかると。今回、港の安全対策のときにもそうだったのですけれども、そういう部分のことがありますので、そこをもう少しスピーディーな形でできる方法がないか、改めて、その先生方の意見も聞きながらやっていければいいなというふうに考えております。

○近藤憲治委員　私どももこのコメントを頂く際には、弁護士の先生とオンラインで会議しているのですよね。

別にここに来ていただいて、顔を突き合わせてやっているわけではないのですけれども、この制度のリアクションはちゃんと返って来るわけなので、一堂に会する必要はないと思いますし、オンラインも使いますし、あとは非常にお金がかかるという答弁もありましたけれども、個別に話をしていけば、きちんと適正な費用感、相場感でも対応していただけるという経験値もありますから、そこはスピーディーかつ、きちんとした専門家に協力していただくという認識で進められたほうがよろしいかと思います。

○後藤利博副市長　今、近藤委員からお話ありましたとおり、一堂に会さなくてもできる方法もあると思いますので、そういう観点で、どういう形でまとめていくのがいいか、執行機関のほうでも、今、人選も含めてやらせていただいていますので、改めてそこはお話をしていきたいと思います。

○近藤憲治委員　なおかつ、できるだけ早くということと、あとは必要に応じた予算措置もきちんとしていくという認識でよろしかったですか。

○後藤利博副市長　そういう認識でよろしいです。

○小田部照委員長　他の委員。

○永本浩子委員　今、近藤委員からもお話がありましたけれども、網走も既に、網走港の利用の条例策定に関しては、専門家の南教授等はリモート参加と

いう形で御意見を頂いて、既にもうそういう実績も積まれているので、そういった手法も市としてもわかっていることだと思いますので、ぜひそういった形を活用して、できるだけ早く進めていただければと思います。

○後藤利博副市長　リモート参加というお話、そういう形もありますし、例えば今もうここまで、解釈も含めて、ある程度練り込んでいただいていますので、これをまた、例えば行政法の先生ですとか、別な専門の先生に見ていただいて、ここの条項はこうですか、ああですかというようなものをつくっていただいてのやり取りとか、例えばですね、そのような方法もあると思いますので、できる限りあまり時間をかけない中で練り上げていけるような手法も併せて考えていきたいと思います。

○永本浩子委員　そういった形で、一堂に会さなければいけないというものではなくて、工夫しながらやっていただければと思います。

○小田部照委員長　ほかの委員いかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

各委員から、条例制定については早急にスピード感を持って制定していくべきだという意見で、この特別委員会の委員はみんな、総意であるということは、確認されました。

それで、今後の進め方なのですが、専門家なども含めた、今、副市長からもありましたように、勉強会なども必要ですので、そういった専門家の協力も必要になると、予算化の必要性も出てきますので、理事者との調整については、今後スピード感を持って正副に一任させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

わかりました。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、その他、ほかの委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これをもちまして重油漏れ事故対策検討特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後２時14分閉会